

## 申込書

受付番号 第 号

平成31年度 広島市住宅耐震改修設計補助事業申込書

年 月 日

申込者（所有者） フリガナ

氏名.....

住所 広島市 区.....

電話番号.....

### 対象住宅の要件の確認

建物所在地 区.....

建築時期  昭和 年 月 日

\* 昭和56年5月31日以前に着工されたものが対象です。

住宅の種類 \* いずれかにチェックしてください。

戸建住宅（二世帯住宅を含む。）

併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）

構造  木造在来軸組構法又は伝統的構法

\* ツーバイフォー工法及びプレハブ工法は対象外です。

補助対象者 \* いずれかにチェックしてください。

当該住宅に居住している「所有者等」\*1

当該住宅の「居住予定者」\*2

※1：「所有者等」とは、所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族（所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親）をいいます。

※2：「居住予定者」とは、居住を予定している方のうち、当該事業の実績報告の時点において「所有者等」であり、居住している方をいいます。

階数  2階以下

構造評点  構造評点が0.7未満である

\* 建築士の作成した耐震診断結果報告書により確認してください。

# 住宅の耐震改修設計を応援します！

～平成31年度 広島市住宅耐震改修設計補助制度の募集案内・申込書～

## 募集案内

### 1 「広島市住宅耐震改修設計補助制度」の目的

阪神・淡路大震災の犠牲者の約9割は、住宅の倒壊等によるものとされており、住宅の耐震化は市民の生命・財産を守るうえで重要な課題となっています。

広島市住宅耐震改修設計補助制度は、耐震性が十分でない住宅の耐震改修工事を行うために必要となる図面等の作成に要する費用の一部を補助することにより、住宅の耐震化の促進を図ることを目的としています。

### 2 補助の対象

次に掲げる(1)「対象住宅」について、(2)「対象者」が(3)「対象となる設計」を実施する場合に補助対象となります。

#### (1) 対象住宅

市内に存する木造住宅で、次に掲げる要件のすべてに該当するものです。

ア 昭和56年（1981年）5月31日以前に着工された戸建住宅及び併用住宅（延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。）であること

イ 構造が木造の在来軸組構法又は伝統的構法であること（ツーバイフォー工法及びプレハブ工法は除きます。）

ウ 地階を除く階数が2以下であること

エ 耐震診断の結果、構造評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）であること

#### (2) 対象者

ア 当該住宅に居住している「所有者等」

※「所有者等」とは、所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族（所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親）をいいます。

イ 当該住宅の「居住予定者」

※「居住予定者」とは、居住を予定している方のうち、当該事業の実績報告の時点において「所有者等」であり、居住している方をいいます。

#### (3) 対象となる設計（耐震改修設計）

耐震診断の結果、構造評点が0.7未満（倒壊する可能性が高い）の木造住宅を、1.0以上（一応倒壊しない）にするために必要となる補強計画を立案し、補強計画図や見積書等の書類を、建築士が作成するものです。

### 3 耐震診断について

耐震診断は、(一財)日本建築防災協会による「2012年改訂版 木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める「一般診断法」又は「精密診断法」に基づいて、建築士が実施したものとします。

### 4 補助内容

補助額：耐震改修設計に要する費用（消費税抜き）の2/3以内で、15万円を上限とします。  
(その額に千円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てます。)

募集件数：3戸（申込み多数の場合は抽選とし、抽選結果は申込者全員に通知します。)

## 5 申込み方法

最終ページの申込書に必要事項を記入の上、持参、郵送またはFAXによりお申込みください。

申込書の内容を審査の上、補助金交付の対象となった方には、結果の通知と併せて、補助申請に関する書類を送付します。

## 6 申込み先・申込み期間

### (1) 申込み先

持参の場合：広島市役所 本庁舎5階 住宅政策課

郵送の場合：〒730-8586 (住所不要) 広島市役所都市整備局住宅政策課 宛

FAXの場合：504-2308 (送付後に下記連絡先に**確認の電話**をお願いします。)

### (2) 申込み受付期間

令和元年5月15日(水)から 令和元年5月31日(金)午後5時まで(必着)

※ 持参による申込みの受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までです。

※ 募集件数に達しなかった場合は、随時募集しますのでお問い合わせください。

## 7 注意事項

- 本制度を利用する場合、市から送付する補助金交付決定通知書を受領した後でなければ、耐震改修設計の契約や設計を行うことはできません。
- 本制度を利用する場合、令和2年1月末日までに耐震改修設計を完了し、実績報告書を提出する必要があります。

### 【お問い合わせ・申込み先】

〒730-8586 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)

### 広島市 都市整備局 住宅部 住宅政策課

電話 082-504-2292 ・ FAX 082-504-2308

電子メール [jutaku@city.hiroshima.lg.jp](mailto:jutaku@city.hiroshima.lg.jp)

### 【広島市ホームページ <http://www.city.hiroshima.lg.jp>】

トップページ → くらし・手続き → 住まい → リフォーム(耐震など) → 耐震(補助・融資・税金等) → 住宅の耐震改修設計を応援します!

## 申込書記入例

受付番号 第 号

受付番号は記入しないでください。

平成31年度 広島市住宅耐震改修設計補助事業申込書

年〇月 〇日

申込者(所有者) フリガナ ヒロシマ タロウ

氏名.....広島 太郎

住所.....広島市 中区国泰寺町一丁目6番34号

電話番号.....082-504-2292

連絡先の電話番号を忘れずご記入ください。

### 対象住宅の要件の確認

建物所在地 広島市 中区 国泰寺町一丁目6番34号

建築時期  昭和45年 月 日

\* 昭和56年5月31日以前に着工されたものが対象です。

不明であれば、概ね昭和〇〇年くらいで良いです。ただし、昭和56年5月31日以前に着工されたものが対象です。

住宅の種類 \* いずれかにチェックしてください。

戸建住宅(二世帯住宅を含む。)

併用住宅(延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。)

構造  木造在来軸組構法又は伝統的構法

\* ツーバイフォー工法及びプレハブ工法は対象外です。

補助対象者 \* いずれかにチェックしてください。

当該住宅に居住している「所有者等」\*1

当該住宅の「居住予定者」\*2

\*1: 「所有者等」とは、所有者、所有者の配偶者又は一親等の親族(所有者の両親、所有者の子、所有者の配偶者の両親)をいいます。

\*2: 「居住予定者」とは、居住を予定している方のうち、当該事業の実績報告の時点において「所有者等」であり、居住している方をいいます。

階数  2階以下

構造評点  構造評点が0.7未満である

\* 建築士の作成した耐震診断結果報告書により確認してください。